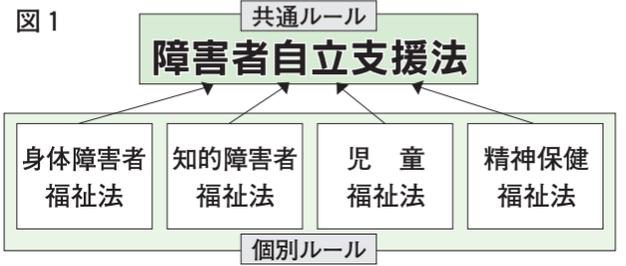


# 4月から 障害者自立支援法が 施行されます



度区分)、社会活動や介護者、居住などの状況、サービスの利用意向、訓練や就業に関する評価などを十分考慮したうえで支給決定を行います。

●審査会の設置  
支給決定の透明化を図るため、市町村は専門家や第三者による審査会を設置し、全国共通の基準による障害程度区分の判定が行われることとなります。

●障害福祉計画  
都道府県、市町村は障害福祉計画を策定し、サービスの提供体制の確保に努めることとなります。

### 親子の健康相談

たんぼぼ広場  
とき 3月1日(水)  
受付 午前9時30分〜10時30分  
健康センター  
対象 生後4か月〜4歳未満の乳幼児とその保護者  
内容 計測、個別相談  
持ち物 たんぼぼカード  
(4月以降の初回参加時に交付)、母子健康手帳(個別相談希望者のみ)  
申込み 当日、会場へ  
問合せ 健康センター ☎042(346)3700

### 乳幼児健康診査 日程

健診名	対象	健診日	持ち物
3~4か月児健康診査	平成17年11月生	3月8日(水)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙
	平成17年12月生	3月22日(水)	
1歳6か月児健康診査	平成17年12月生	4月12日(水)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙 ●歯ブラシとコップ
	平成16年8月生	4月26日(水)	
3歳児健康診査	平成16年9月生	4月6日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙 ●子どもの尿 ●歯ブラシとコップ
	平成16年9月生	4月20日(木)	
3歳児健康診査	平成15年2月生	3月9日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙 (2種類) ●子どもの尿 ●歯ブラシとコップ
	平成15年3月生	3月23日(木)	
3歳児健康診査	平成15年2月生	4月13日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙 (2種類) ●子どもの尿 ●歯ブラシとコップ
	平成15年3月生	4月27日(木)	

※対象のお子さんには、健診日の前月20日前後に通知します。

### 家族介護教室

講 師 川口純一さん(成年後見センター・リーガルサポート法人後見委員長)  
申込み 3月1日(水)から10日(金)までに、小平市社会福祉協議会へ ☎042(344)1217

### 障害者自立支援法は、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、適切なサービスを受けたいがための新しい仕組みです。

●共通の仕組み  
これまで、障がいの種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスが、共通の制度のもとで一元的に提供されること

●自立支援システムの全体像  
これまでの障がい福祉サービスと公費負担医療は、障がいの自立支援を目的に、全国共通の自立支援給付(①〜⑭)と地域の実情に合わせた地域生活支援事業(⑰)に再編されます(図2参照)。

●公平な負担  
サービスの利用量と所得に着目して、利用したサービスの定率1割を負担していただくこととなります。また、施設利用時における光熱水費や食費が、今後は在宅サービスを利用して

市町村は、障がいの福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障がいの者の心身の状況(障害程度区分)を踏まえて、実費負担の割合を決定します(ただし、定率負担と実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策があります)。

三者による審査会を設置し、全国共通の基準による障害程度区分の判定が行われることとなります。

### 乳幼児健康診査

日程 下表のとおり  
健康センター  
※車での来場は遠慮ください  
役所のいずれかへ  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

### 成年後見制度

権利擁護セミナー  
午後2時〜4時30分  
中央公民館  
費用 無料  
定員 百人

任意後見制度・任意代理・公正証書遺言などを学びます。  
とき 3月15日(水)  
午後1時30分〜2時30分  
小平市高齢者サービスセンター ☎042(466)1418

## 乳幼児医療費助成制度

### 5歳未満のお子さん全員に対象拡大

4月1日から乳幼児医療費助成制度(義務教育就学前のお子さんが医療機関で保険診療を受けたときの自己負担分を市が助成するもの)は、一定の所得制限ありは、5歳未満のお子さんを養育している保護者については所得制限を撤廃し、全員がこの制度を受けられるようになります。

新たに受給対象となる乳幼児の保護者には個別通知をお送りします(3月上旬発送予定)。申請手続きの詳細については、個別通知をご覧ください。

●現在、①医療証をお持ちの方は、新たな申請手続きの必要はありません。  
●2月末が有効期限の医療証をお持ちの方は、再度申請手続きが必要です。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

●現在、②医療証をお持ちの方は、新たな申請手続きの必要はありません。  
●2月末が有効期限の医療証をお持ちの方は、再度申請手続きが必要です。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

●現在、③医療証をお持ちの方は、新たな申請手続きの必要はありません。  
●2月末が有効期限の医療証をお持ちの方は、再度申請手続きが必要です。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

●現在、④医療証をお持ちの方は、新たな申請手続きの必要はありません。  
●2月末が有効期限の医療証をお持ちの方は、再度申請手続きが必要です。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

●現在、⑤医療証をお持ちの方は、新たな申請手続きの必要はありません。  
●2月末が有効期限の医療証をお持ちの方は、再度申請手続きが必要です。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

### 児童育成手当

### 支給月です

現在、児童手当、児童育成手当(育成手当、障害手当)を受給している方に、

2月10日付で指定の口座に手当を振り込みました。児童手当などは、次の児童を扶養している方に支給されます。

●児童手当(特例給付、小学校第3学年修了前特別給付を含む)：小学校第3学年修了前の児童(9歳到達後最初の3月31日までの児童)  
●育成手当：次のいずれかの状態にある18歳未満の児童(18歳到達後最初の3月31日までの児童を含む)  
①父または母が死亡した  
②父または母が生死不明  
③父または母に1年以上遺棄されている  
④婚姻によらないで出生(認知した父に扶養されている場合を除く)

## 幼児養育費補助金

### 対象 幼児、保護者とも

登録があり、平成17年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた、次のいずれかに該当する幼児  
①「身体障害者手帳」1・2級程度  
②「愛の手帳」1〜3度程度  
③脳性まひまたは進行性筋いしめく症  
※いずれの障害も所得制限があります。また、出生、転入などにより、変更または新たに手当の支給要件に該当する方は、申請が必要になります。  
問合せ 児童課 ☎042(346)9544

●戦没者の妻  
戦没者の妻に対する特別給付金の請求が3月31日で終了します  
「戦没者等の妻に対する特別給付金」第16回を付けています。  
この給付金の対象は、戦没者の妻・養父母(養父・養母・養祖父・養祖母)です。  
※請求期限は、平成20年3月31日です。  
問合せ 高齢者福祉課 ☎042(346)9537

●戦没者の妻  
戦没者の妻に対する特別給付金の請求が3月31日で終了します  
「戦没者等の妻に対する特別給付金」第16回を付けています。  
この給付金の対象は、戦没者の妻・養父母(養父・養母・養祖父・養祖母)です。  
※請求期限は、平成20年3月31日です。  
問合せ 高齢者福祉課 ☎042(346)9537

## 休日急診医療(内科・小児科)

日程	診療時間	医療機関名	所在地	電話番号
2月26日(日)	午前9時〜午後5時	ちあきこどもクリニック	栄町2-10-6	042(349)2012
	午後5時〜10時	しみず内科循環器クリニック(内)	花小金井南町1-26-35 アクティオス1階	0424(50)5288
3月5日(日)	午前9時〜午後5時	浦野内科医院	小川東町1-30-9 マルメゾンビル2階	042(343)1322
	午後5時〜10時	木の花クリニック 一橋病院(内)	小川町2-1959-1 学園西町1-2-25	042(349)2424 042(343)1311
3月5日(日)	午前9時〜午後5時	遠藤こどもクリニック	大沼町1-158-11	042(343)0066

## 休日歯科急診医療

日程	診療時間	医療機関名	所在地	電話番号
2月26日(日)	午前9時〜午後5時	吉田歯科医院	仲町234 ヴァンパール96 102	042(343)3962
3月5日(日)	午前9時〜午後5時	神津歯科医院	花小金井1-4-10	0424(67)1164

## 平日準夜急診医療

日程	診療時間	と ころ	科 目	所 在 地	電 話 番 号
月曜〜土曜日 (祝日、年末年始を除く)	午後7時30分〜10時30分	小平市医師会 平日準夜急診医療所	小・内	学園東町1-19-12 (健康センター内)	042(346)3706

## 東京都実施の救急診療の問合せ

施設名	電話番号	案内・24時間
小平消防署 病院・診療所案内	042(341)0119	案内・24時間
夜間休日案内(ひまわり情報センター)	03(5272)0303	案内・24時間